

創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業  
平成29年度公募に関する質疑応答集（Q & A）

○応募

	質問	回答
1	本事業の主旨を教えてください。	<p>公募要領 (p4)「(1) 事業の目的」、同 (p32)「(4) 事業の運営実施体制」等に記載しているとおり、本事業は、創薬支援ネットワークの機能強化の一環としてAMED 創薬支援戦略部と連携してアカデミア発創薬シーズの実用化を支援する基盤（創薬支援推進ユニット）を整備するものです。</p> <p>創薬支援推進ユニットは、AMED の指示の下で、例えば、公募要領 (p4)「(2) 事業の内容」に挙げている各種業務を担当します。</p>
2	<p>公募要領 (p4)「(2) 事業の内容」等に、創薬支援推進ユニットはAMED の指示の下で、アカデミア発創薬シーズの実用化を加速するためにAMED が必要と考える各種業務を担当する旨が記載されています。本事業における「アカデミア発創薬シーズ」について教えてください。</p>	<p>「アカデミア発創薬シーズ」とは、創薬支援推進ユニットが自ら保有する「創薬シーズ」ではありません。AMED が創薬支援ネットワークのプロジェクトとして既に支援又は今後支援することを想定している「創薬シーズ」のことをいいます。</p> <p>なお、本事業における「創薬シーズ」の定義については別途、「平成 29 年度創薬総合支援事業（創薬ブースター）に関する実施要領」*を参照してください。</p> <p>※「平成 29 年度創薬総合支援事業（創薬ブースター）に関する実施要領」 <a href="http://www.amed.go.jp/content/files/jp/program/0601058_booster-h29.pdf">http://www.amed.go.jp/content/files/jp/program/0601058_booster-h29.pdf</a></p>
3	<p>公募要領 (p26)「2. 事業成果の帰属」に、「本事業で得られた知的財産権等の成果は、AMED に帰属します。その他必要事項はAMED が別に定めることとします。」旨が記載されています。その他必要事項について教えてください。</p>	<p>例えば、各種権利の帰属について次のような事項等について定めることが想定されます。</p> <p>① 本事業に関連して作成・取得されたデータを含む一切の成果物の所有権及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）、著作隣接権、報酬請求権（著作権法第 94 条の 2、第 95 条の 3 第 3 項及び第 97 条の 3 第 3 項に規定するもの）及び二次使用料請求権（著作権法第 95 条第 1 項及び第 97 条第 1 項に規定するもの）及び外国における当該権利に相当する権利は、AMED に帰属すること。</p> <p>② 本事業において新たに生じた発明に係る特許権（特許を受ける権利を含む。）、その他の知的財産権（その他</p>

		<p>の知的財産権を受ける権利を含む。)及びノウハウ等に関する権利は、AMEDに帰属すること。</p> <p>③ 創薬支援推進ユニット（以下、「ユニット」）は次の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一切の著作者人格権を行使しないこと。</li> <li>・ データに関してその著作権の所在を確認し、著作権の侵害等がないことをAMEDに対し保証するものとし、著作権侵害等の訴えがあった場合には受注者側の責任においてこれを解決すること。</li> <li>・ データ取得等業務の一部又はその全てを再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等をAMEDに報告し、承認を受けること。この場合、ユニットは、機密保持、知的財産権等に関する責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、AMEDに報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任をユニットが負うこと。</li> <li>・ AMEDの承諾なしに、本業務により作成された成果物を自ら使用し又は第三者に利用させてはならないこと。</li> </ul>
4	<p>公募要領(p32)「(4)事業の運営実施体制」に、創薬支援推進ユニット運営委員会はAMEDと連携して事業計画の決定や重要な課題の確認・協議、情報共有等を行う旨が記載されています。「創薬支援推進ユニット運営委員会」の位置づけについて教えてほしい。</p>	<p>公募要領(p32)の当該項目に記載しているとおり、各創薬支援推進ユニットは、AMEDの指示の下、AMEDと連携して事業を実施するために、AMEDと共同で創薬支援推進ユニット運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する必要があります。</p> <p>したがって、運営委員会の設置並びに運営に当たり、AMEDは各創薬支援推進ユニットの業務内容に応じた標準手順書等を整備することとしております。</p> <p>また、当該標準手順書等には、例えば、上記3に対する回答にある「各種権利の帰属」に関する内容を盛り込むことが想定されます。</p>